

令和2年度富岡町営農再開支援事業 有害鳥獣対策防止柵（電気柵）無償貸与について

富岡町役場
産業振興課農業振興係

1. 事業の概要

防止柵（電気柵）の無償貸与事業については、**水稻の生産または野菜等の営農(育てて販売)する方に対して、農地1か所につき1回限り**、防止柵（電気柵）を無償で町から申請者へお貸しする事業です。

お貸しする契約期間は5年間です。契約期間が終了したら、所有権が申請者に移ります。あくまでも「**町から申請者にお貸しする**」事業ですので、契約期間内に適正な管理をしていただける方のみにお貸しいたします。

なお、**電気柵本体のバッテリー交換費用や修繕・補修費用等については申請者の自己負担**となります。

【『適正な管理』とは】

電気柵の資材をきちんと設置し、設置使用中は電気を流し、定期的に電圧の確認を行うことです。

草刈りを行わずコードに触れて漏電している。ほ場に設置しているのに電気を流していない。電圧測定を行わず既定の電圧を維持していない。等の場合、「適正な管理がされていない」と判断する場合があります。

2. 申請に必要なもの

□水稻の場合

① 物品借用申請書 ② 印鑑 ③ 設置ほ場の位置図 ④ 営農計画書の写し等

□水稻以外（野菜、果物等）の場合

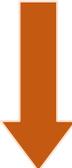
① 物品借用申請書 ② 印鑑 ③ 柵設置予定ほ場の位置図

④ 出荷販売証明書（出荷先との契約書及び種苗購入時の領収書等）

3. 終わりに

この事業は、有害鳥獣への対策のうちの一つであり、電気柵を設置しただけでは鳥獣害は防げません。むしろ電気柵を設置してからが鳥獣害対策のスタートになり、必ず適正な管理をしていただく必要があります。そのほか、**鳥獣の追い払いや藪の刈り払いなど、有害鳥獣への対策を併せて実施していただくことにより、より良い効果が得られます。**

【防止柵設置までの流れ】

Step.1	営農再開計画の立案
	<p>【水稲の場合】 営農計画書の作成、計画の立案等</p> <p>【水稲以外（野菜、果物等）の場合】 計画の立案等、出荷先の確保等</p> 
Step.2	ほ場の周辺環境の現状を把握
	<p>営農再開には、ほ場の周辺環境等の現状を把握することが重要です。</p> <p>例えば、近隣に既に営農を行っている農家がいるのか。ほ場の状態はどうなのか。鳥獣の被害状況はないのか。…etc.</p> 
Step.3	鳥獣防止計画の検討
	<p>「何（作物名）を何（有害鳥獣名）から守るのか」を把握して下さい。</p> <p>※防止したい有害鳥獣によって、防止計画が異なってきます。</p> 
Step.4	申請
	<p>①町へ相談して下さい。担当職員、専門員が今後の防止計画についてサポートします。</p> <p>②有害鳥獣対策防止柵無償貸与事業への申請を開始。</p> <p>③(申請者が)防止柵設置予定ほ場位置図、申請書以外の書類を町へ提出。</p> <p>④(町が)ほ場位置図から必要数量を算出。</p> <p>⑤(町が)物品借用申請書を2部作成及び物品を調達。</p> 
Step.5	貸与
	<p>物品貸与。必要数量をお渡しします。その時、町が作成した、物品借用申請書の取り交わしを行います。押印後、1部を町が、もう1部を申請者が所有してください。</p> 
Step.6	設置
	<p>①(申請者が)設置環境の整備を行ってください。 ※防止柵等の設置には、事前に草刈り等の環境の整備が必要となります。</p> <p>②(申請者が)町担当職員、専門員、立会のもと指示に従い、設置を行ってください。</p> <p>③設置後は、町担当職員、専門員より、管理方法等について説明を受けてください。</p> 
Step.7	完了
	<p>お貸しする契約期間は5年間です。契約期間が終了したら、所有権が申請者に移りますが、契約期間中に防止柵本体のバッテリー交換費用や修繕・補修費用等については使用者(申請者)の自己負担となります。</p> <p>適正な管理を行い、鳥獣害対策に努めましょう！</p> 